

# 保有個人情報開示請求書

令和 年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

(本部横浜事務所長)

(地域センター所長)

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

( )

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

## 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

## 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア センターにおける開示の実施を希望する。

<実施の方法>  閲覧  写しの交付  その他 ( )

<実施の希望日> 令和 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

## 3 手数料

手数料 (1件300円)	(請求受付印)
-----------------	---------

## 4 本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証  健康保険被保険者証  個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載があり有効期間内のもの)

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ( )

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生 )  成年被後見人

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所

エ 代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他 ( )

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類  委任状  その他 ( )

## 様式第1号—記載要領

(説明)

### 1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

### 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

### 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（センターにおける開示の実施の方法、センターにおける開示を希望する場合の希望日又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。

なお、実施の方法は各行政機関等の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

### 4 手数料の納付について

行政機関に対して保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている行政文書1件について300円を納付する必要があります。300円分の収入印紙を保有個人情報開示請求書の所定の位置に貼って提出してください。

ただし、特許庁及び官報により納付方法を公示した行政機関の長に開示を請求する場合は、別に定める納付書で納付することとなります。

また、直接事務所の窓口において現金で納付することができる機関もあります。

詳しくは、開示請求窓口を確認してください。

独立行政法人等に対して保有個人情報の開示を請求する場合には、当該独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納付する必要があります。

### 5 本人確認書類等

#### (1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第21条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。